

平成27年度第1回新居浜市放置自動車廃物判定委員会議事録

1. 日 時 平成27年11月26日(木) 14:00~14:20
2. 場 所 市役所4階 41会議室
3. 出席者 委 員 : 横井俊幸委員、室岡学委員  
豊田康志委員、岡田泰敬委員、明石貴美子委員  
事 務 局 : 伊藤環境部長、曾我ごみ減量課長、神田副課長、杉本係長  
都市計画課 : 大西主事、石川主事  
農林水産課 : 加地主事

議 事

1 廃物判定について

「新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」第15条第2項に基づき、平成27年10月27日に市長が廃物と判断し、平成27年10月30日、同条第3項に基づき告示をし、同条例施行規則第11条第2項の規定により廃物認定となった1台の放置車両について、廃物認定にいたる経過説明を行った。全会一致で、廃物認定に至る経過を承認した。

2 放置車両の現況

事務局より、条例施行後の市内放置車両の状況は、322台の放置車両について、撤去指導等による自主撤去197台、市での撤去123台、合計320台が撤去となり、残り2台が調査・指導中の状態となっている現況等を説明。

農林水産課の軽自動車は、災害により林道が通行不能な状況で当該放置車両の撤去は困難。都市計画課の軽自動車については、平成28年4月に放置期間が2年以上となるため点数が113点となる予定なので、都市計画課にて決裁処理で廃物判定が可能になり、告示後に処理する予定。

3 その他

(質問) 廃物認定の報告があった放置二輪は、有価で処理できるのでは？早く処理しないと逆有償になるのでは？

(担当課) ある業者から、無料で引き取れるとの問い合わせがあったが、行政として法律に則った処理を検討中です。

【結論】

○審議の結果、全会一致で廃物認定の経過報告を承認する。

○委員の任期が平成28年4月29日であるため、後任の委員の推薦をお願いします。次回の委員会は、平成28年5月開催予定であるが、報告車両がなければ流会になるかもしれません。その際は、事前にご連絡します。